

令和 4 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
9 月 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 9 月 1 2 日 開 会

令和 4 年 1 0 月 1 4 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録目次

第1号（9月12日）

○議事日程	4
○会議に付した事件	4
○出欠席議員	4
○説明のために出席した者	4
会 議	
○開会・開議	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6
○日程第 2 会期の決定	6
○日程第 3 管理者提案理由の説明	6
○日程第 4 認定第 1号 令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計歳入歳出決算認定について	7
○日程第 5 議案第 7号 令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計補正予算（第1号）について	17
○日程第 6 議案第 8号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業 等に関する条例の一部を改正する条例制定につ いて	19
○日程第 7 議員の派遣について	22
○散 会	23

第2号(10月14日)

○議事日程	26
○会議に付した事件	26
○出欠席議員	26
○説明のために出席した者	26

会 議

○開議	27
○日程第 1 認定第 1 号 令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計歳入歳出決算認定について	28
○日程第 2 管理者提案理由の説明	44
○日程第 3 議案第 9 号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当 に関する条例の一部を改正する条例制定につい て	44
○閉 会	46

第 1 日

令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録(第1号)

令和4年9月12日(月曜日)

○議事日程

令和4年9月12日 午後1時30分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者提案理由の説明

日程第4 認定第1号 令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第7号 令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について

日程第6 議案第8号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第7 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 中島宏明君

2番 川上秀範君

3番 黒澤佳壽子君

5番 高橋利典君

6番 小林千江子君

7番 室伏勉君

8番 神野義孝君

10番 蘭田豊造君

11番 勝間田博文君

12番 鈴木豊君

13番 菅沼芳徳君

14番 渡辺悦郎君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管理者

勝又正美君

副管理者

池谷晴一君

副管理者

富尾信司君

会計管理者

勝間田守正君

事務局長

鎌野武君

消防長

勝間田誠司君

庶務課長

佐藤正博君

資源循環課長

佐藤修一君

衛生センター所長	三 輪 徹 君
予 防 課 長	芹 澤 良 信 君
警 防 課 長	外 山 貴 彦 君
通 信 指 令 課 長	野 木 幹 雅 君
御 殿 場 消 防 署 長	小 澤 進 君
小 山 消 防 署 長	込 山 眞 治 君
御 殿 場 消 防 署 副 署 長	勝 間 田 秀 明 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	沓 間 信 幸 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	田 代 学 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	中 嶋 正 樹 君
小 山 町 副 町 長	大 森 康 弘 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	小 野 一 彦 君
小 山 町 住 民 福 祉 部 長	長 田 忠 典 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	岩 瀬 貴 雅
庶務課総務スタッフ主幹	佐 藤 麻 子
庶務課総務スタッフ副主幹	細 谷 志 野
庶務課総務スタッフ主任	林 寛 隆

○議長（菅沼芳徳君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（菅沼芳徳君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（菅沼芳徳君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において10番 藺田豊造議員、11番 勝間田博文議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和4年9月定例会の会期は、本日9月12日から10月14日までの33日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、令和4年9月定例会の会期は33日間と決定いたしました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました認定第1号、議案第7号及び議案第8号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、決算案、予算案、条例案の3件となっております。

以下、議案番号に従い、順次御説明申し上げます。

それでは、認定第1号「令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

一般会計の決算概況は、歳入歳出予算34億5,421万5,000円に対しまして、歳入総額が34億9,124万6,606円、歳出総額が33億9,275万1,030円となっており、翌年度への繰越事業はございませんので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の9,849万5,576円となっております。

予算の執行状況につきまして、歳出から申し上げます。

歳出の内訳は、84.5%に当たる28億6,921万円が人件費、物件費等の消費的経費でございます。

また、6.9%に当たる2億3,379万3,000円が投資的経費で、消防車両更新整備事業等でございます。

その他の経費は、8.6%で、2億8,974万8,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、市・町の負担金が全体の76.5%に当たる26億7,234万3,000円、使用料及び手数料が2億6,725万円余、国庫補助金が7,516万円、県補助金が221万円余、繰越金が1億1,901万円余、組合債が1億5,720万円となっております。

その他は、財産運用収入、組合預金利子及び雑入で、1億9,805万円余でございます。

次に、議案第7号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」申し上げます。

今回の補正額は、5,600万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ33億3,600万円となります。

補正の背景、要因といたしましては、前年度繰越金の精算、並びに当初予算編成後の事情変化により必要となりました経費の措置をするものでございます。

歳出は、総務管理費の諸施設整備等基金元金の増額と、斎場費の維持管理費の増額、常備消防費の救急高度化事業の増額でございます。

歳入は、令和3年度の決算確定に伴い、繰越金を8,849万6,000円増額するとともに、分担金及び負担金につきましては、今回の補正事項に係る増額分を差し引いた、3,299万6,000円を減額いたしまして、新たに消防費寄附金を50万円計上するものでございます。

また、斎場火葬等業務委託につきまして、令和5年度から令和7年度までを期間として、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第8号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、出産、育児等と仕事との両立支援をさらに進めるため、育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加のための休暇の対象期間の拡大など、育児休業を取得しやすい環境を整備することについて、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第4 認定第1号「令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。本案の審議については、本日は当局からの説明のみとし、質疑については来る10月14日の本会議において行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、当局から決算の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、認定第1号について御説明いたします。

令和3年度を顧みますと、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響で、様々な制約や対応を求められた1年でありましたが、そうした中におきましても、安定した施設運営及び消防活動を進めることができ、かつ、良好な決算を迎えることができたものと認識しております。

それでは、早速ではございますが、決算の概要につきまして御説明いたしますので、資料4 決算附属資料の1ページをお開きください。

「1 一般会計決算概況」を御覧ください。

この表は、令和3年度と令和2年度の決算概況を併記しておりますが、令和3年度につきまして御説明いたします。

1 歳入総額は、前年度比5.8%増の34億9,124万円余、2 歳出総額は、前年度比6.7%増の33億9,275万円余、3 歳入歳出差引額、いわゆる形式収支につきましては、前年度比17.2%減の9,849万円余となりました。

4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は、形式収支と同額となります。

6の単年度収支額につきましては、令和3年度の実質収支額から令和2年度の実質収支額を差し引いた額で、2,052万円余のマイナスとなりました。

7から9の積立金、繰上償還金、積立金取崩額については該当がありませんでしたので、10の実質単年度収支額は、6の単年度収支額と同額となります。

次に2の市町の負担金の状況ですが、(1)の負担金対象人口及び(2)の項目別負担割合に基づき、(3)の項目別決算額の合計欄のとおり、御殿場市が20億3,822万4,000円、小山町が6億3,411万9,000円、計26億7,234万3,000円となりました。

次に、2ページ、3ページをお開きください。

こちらの「歳入項別集計表」につきましては、各款項ごとの内容説明は、後ほど、歳入歳出決算事項別明細書によりいたしますので、ここでは最下段の計の欄についてのみ説明いたします。

予算現額につきましては、当初予算額は33億7,500万円でしたが、補正予算で7,921万円余の増額をしたため、予算現額の計は、34億5,421万円余となりました。

調定額は34億9,124万円余で、収入済額は調定額と同額です。

執行率は、対予算が101.1%、前年度に対しては、5.8%の増となりました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

こちらの「歳出目別集計表」につきましても、最下段の計の欄についてのみ説明いたします。

予算現額につきましては、歳入と同額の34億5,421万円余です。

支出済額は33億9,275万円余で、翌年度繰越額はございませんでしたので、予算現額の計から支出済額を差し引いた不用額は、6,146万円余となりました。

支出済額の予算現額に対する執行率は98.2%で、前年度に対して6.7%の増となりました。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

こちらの「目的別・性質別経費の状況」は、歳出を目ごとに性質別に分析したものとなります。

初めに、消費的経費、投資的経費、その他経費の構成比であります。消費的経費が84.5%、投資的経費が6.9%、その他の経費が8.6%となりました。

消費的経費のうち、人件費は、事務局職員23人、消防職員159人の職員の給料、各種手当、共済費などが主なものです。

物件費は、消耗品費、燃料費、施設や機器の清掃・保守点検委託などが主なものです。

維持補修費は、施設や機器などの修繕、補修に要した経費です。

扶助費は、児童手当です。

補助費等は、各種事業の負担金・交付金、建物や自動車などの保険料などが主なものです。

次に投資的経費ですが、こちらは常備消防費が該当し、普通建設事業費の補助事業は、はしご付消防ポンプ自動車購入費、単独事業は、御殿場消防署訓練塔他外壁照明LED化修繕です。

その他の経費のうち、公債費は組合債の元金及び利子で、積立金出資金等は、諸施設整備等基金及び職員退職手当基金への元金及び運用利子の積立てです。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

こちらは「性質別経費の財源内訳」で、9ページ財源構成の欄の合計欄のとおり、特定財源は20.6%で、市町の負担金が主たる財源となる一般財源は、79.4%となりました。

特定財源の主なものは、廃棄物処理手数料、焼却センター発電売電料、はしご付消防ポンプ自動車更新整備事業に係る組合債などです。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

こちらの「経費別構成状況」は、歳出の目ごとに、節の区分別の構成状況を一覧にし

たものです。

目・節それぞれの構成比を見ますと、目別では塵芥処理費が28.9%、常備消防費が47.3%、節別では12節の焼却センター及び再資源化センター管理運営などの委託料が29.4%と、それぞれ大きな割合を占めています。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

こちらは「組合債の目的別現在高」で、12ページ左の欄に、令和2年度末の区分ごとの現在高を示しております。

令和3年度は、はしご付消防ポンプ自動車更新整備事業に対し、1億5,720万円の借入れを行い、2億1,965万円余の元金等を償還したため、令和3年度末現在の残高は、16億4,347万円余となり、令和2年度末に比べ5,632万円余の減となりました。

なお、令和3年度末借入れ件数の合計は、令和2年度より1件減の16件となっております。

次の14ページから26ページまでは、各所属別の事業実績となっておりますので、後ほど御確認ください。

27ページをお開きください。

こちらは一般会計の未収入調書ですが、該当はありませんでした。

次のページをお願いいたします。

この表は、一般会計の予算現額と収入済額に500万円以上の収入減が生じた事業の一覧です。

2款使用料及び手数料において、コロナ禍の影響により、事業系可燃ごみの搬入量が当初の想定搬入量に対し大幅に減少したことによる、廃棄物処理手数料の減によるものです。

次の29ページは、一般会計の予算現額と支出済額に500万円以上の予算残が生じた事業の一覧です。

3款衛生費では、可燃ごみ搬入量の大幅な減少による委託料等の減によるものです。

4款消防費では、東京オリンピック・パラリンピックの特別警備において、コロナ禍による入場制限等のため、出勤人数が予定よりも減り、職員を日勤勤務で対応できたことによる、休日勤務手当等の減によるものです。

次のページをお願いいたします。

こちらは「ごみ焼却施設周辺整備事業の実施状況」を一覧としたものです。

次の31ページは、令和3年度に実施した主要事業の実績を一覧としたものです。

以上が令和3年度決算の概要説明となります。

続きまして、詳細について説明いたします。

資料3 令和3年度一般会計歳入歳出決算書を御用意ください。

事項別明細書により、歳入から説明いたしますので、決算書の12、13ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金は、前年度比5,174万円余、1.9%の減となりました。負担金の内訳は、備考欄のとおりです。

なお、先ほど概要で触れました、決算附属資料1ページにあります項目別負担割合により算定されております。

2 款使用料及び手数料は、前年度比538万円余、2.0%の減となりました。

1 項使用料は、前年度比111万円余、9.3%の増です。

1 目総務使用料は、行政財産の目的外使用に関する条例の規定に基づく使用料です。

2 目衛生使用料は、斎場の火葬炉、告別式場及び霊安室の使用料です。

前年度と比べ、火葬件数の増、及び告別式場や霊安室の利用の増が、使用料の増額の要因です。

3 目消防使用料は、消防署と分署に設置されている自動販売機の設置使用料です。

2 項手数料は、前年度比650万円余、2.5%の減です。

1 目総務手数料の備考欄、複写手数料は、消防関係の公文書等複写手数料です。

2 目衛生手数料、1 節斎場手数料の備考欄、分骨証明手数料は、斎場で交付した分骨証明書15件分の手数料です。

2 節清掃手数料の備考欄、廃棄物処理手数料（焼却）は、指定ごみ袋以外で、焼却センターへ自己搬入された焼却ごみの処理手数料です。

廃棄物処理手数料（再資源）は、再資源化センターへ自己搬入された粗大ごみ・不燃ごみ等の処理手数料です。

廃棄物処理手数料（指定ごみ袋）は、市町民が集積所等に指定ごみ袋を利用して廃棄物を処理する際の手数料です。

令和3年度における可燃ごみの搬入量は、市町の集積所からの収集分及び自己搬入分ともに減少し、これに伴い、可燃ごみの指定ごみ袋の販売数も減少しました。事業系の搬入分は若干増加しましたが、全体量では前年度比410トン余、1.4%の減となっております。

また、再資源化センターへの搬入量も減少しており、前年度比363トン余、10.2%の減となっております。

次のページをお願いいたします。

3 目消防手数料の備考欄、危険物関係申請手数料は、消防法の規定により徴収する手数料です。

危険物施設の変更に伴う許可及び完成検査の申請が増加したことにより、前年度比1

40万円余の増となりました。

煙火消費許可申請手数料は、火薬類取締法の規定による煙火の消費の許可申請に係る手数料で、令和3年度は、例年の7割程度、25件の申請がありました。

3款国庫支出金は皆増です。

1目消防費国庫補助金の備考欄、東富士演習場周辺消防施設設置助成事業費補助金は、御殿場消防署に配備したはしご付消防ポンプ自動車の更新に係る補助金で、補助率は基準額の3分の2です。

4款県支出金は、前年度比3,926万円余、94.7%の大幅な減となりました。

減額の要因は、前年度の高規格救急自動車更新整備事業のような、大きな補助事業がなかったことによるものです。

備考欄の地震・津波対策等減災交付金は、災害対策資機材や感染防止に係る備品の購入等に対して交付された補助金で、補助率は3分の1です。

同じく備考欄の消防・救急体制整備費補助金は、オリンピック・パラリンピックに係る消防・救急体制の充実強化に必要な資機材の購入等に対して交付された補助金で、補助率は100%です。

5款財産収入は、前年度比2万円余、34.2%の増となりました。

6款繰越金は、前年度比5,065万円余、74.1%の増となりました。

増額の主な要因は、令和2年度における、焼却センター発電売電料の増加やオリンピック・パラリンピックの延期による訓練・行事の中止に伴う時間外手当等の減によるものです。

7款諸収入は、前年度比1,896万円余、10.6%の増となりました。

主な要因は、雑入における、再資源化物売却料の増、及びその他雑入として、オリンピック・パラリンピック組織委員会への派遣消防職員の給与等に対する負担金の増によるものです。

次のページをお願いいたします。

1項1目組合預金利子の備考欄、歳計金預金利子は、組合一般会計の通帳の預金利子です。

2項1目雑入の備考欄、雇用保険料は、再任用職員2名と会計任用職員1名分の雇用保険料です。

私用電気料・電話料は、衛生センターの自動検針器の使用電気料及び斎場の公衆電話使用料です。

自動販売機等電気料は、消防庁舎の自動販売機の電気料です。

公文書公開等写しの交付費用は、7件の公文書公開の申出に対する費用です。

環境保全負担金は、焼却センターの焼却灰の資源化処分に伴う、特別目的会社：SP

Cである御殿場・小山環境テクノロジーからの負担金です。

焼却センター発電売電料は、焼却センターで発電した電気を日立造船株式会社に売電した料金で、前年度比249万円余、1.7%の増となりました。

再資源化物売却料は、ごみ再資源化施設に持ち込まれた瓶・缶・ペットボトルなどの有価物の売却収入で、前年度比790万円余、49.6%の増となりました。

コンテナ洗浄料は、御殿場市の資源物回収コンテナの洗浄に伴う、市からの収入です。

東名救急業務支弁金は、東名高速道路での救急業務に対して、中日本高速道路株式会社から支払われたものです。

静岡県市町村振興協会助成金は、消防大学校の研修に対する助成金です。

静岡県消防学校職員派遣市町村助成金は、当組合から県の消防学校に派遣している職員の人件費に関する負担金です。

感染症患者等の移送に係る県負担金は、県から要請があったコロナ陽性者の搬送に係る費用について県が負担するもので、23件の搬送要請がありました。

その他雑入は、オリンピック・パラリンピック組織委員会への派遣消防職員の給与等に対する負担金などです。

8款組合債は、前年度比1億4,370万円の大幅な増となりました。

要因は、前年度の高規格救急自動車整備と比べ、はしご付消防ポンプ自動車整備に係る経費は約7倍かかる中で、借入れも大幅増となったものです。

1項1目消防債の備考欄、はしご付消防ポンプ自動車更新整備事業は、静岡県市町村振興協会から借り入れたもので、借入利率は年0.2%、償還期間は12年です。

最下段の歳入合計欄ですが、調定額及び収入済額は、共に34億9,124万6,606円となり、執行率は100%となりました。

続きまして、歳出の説明をいたしますので、18、19ページをお開きください。

歳出につきまして、備考欄を中心に御説明いたしますが、人件費、車両管理費及び一般諸経費につきましては、特に必要がある場合を除き、説明を省略させていただきます。

なお、備考欄の括弧内の数字は予算現額です。

1款1項1目議会費の執行率は、82.5%でした。

備考欄2は、元議員への弔慰金等に要した経費です。

3は、新型コロナウイルスの影響により、行政視察先を近隣に変更したことから、支出が大幅に減少しております。

4は、議会会議録作成業務委託などに要した経費です。

2款1項1目一般管理費の執行率は、97.4%でした。

備考欄1の④は、定年退職者2人分の退職手当と事務局及び消防職員の児童手当です。

⑤は、職員の公務中の災害補償に備えた、地方公務員災害補償基金への負担金です。

2は、元議員に対する弔慰金です。

3の①は、組合事務室の維持管理費に係る御殿場市への負担金です。

②は、斎場ほか、各施設の建物損害共済の保険料です。

次のページをお願いいたします。

4の①は、職員の健康診断のほか、現場作業に従事する職員の破傷風やB型肝炎の予防接種等に要した経費です。

②は、職員の永年勤続表彰に要した経費です。

③、④、⑥、⑦は、それぞれ記載の事務に係る御殿場市への負担金です。

⑤は、会計年度任用職員に係る静岡県社会保険協会への負担金です。

⑧は、職員採用試験等に要した経費です。

5の①から④は、それぞれ記載の元金又は利子を、それぞれの基金に積み立てたものです。

7は、業務で使用するパソコンや複写機などの借上料、ホームページの運用支援や組合例規集の更新などに関する委託料が主なものです。

8の①と②は、業務で使用しているネットワークシステム等の維持管理に係る御殿場市への負担金です。

③は、組合の出納事務に係る御殿場市への負担金です。

⑤は、顧問弁護士の法律相談に関する経費の御殿場市への負担金です。

3款1項1目斎場費の執行率は、99.6%でした。

備考欄1の①は、1号火葬炉耐火煉瓦積替え修繕、火葬炉台車ブロック交換修繕などに要した経費です。

②は、火葬炉用の灯油代、冷暖房用のプロパンガス代、水道料及び電気代です。

③は、火葬等業務委託のほか、設備の保守点検の委託等に要した経費です。

次のページをお願いいたします。

次の予備費充用につきましては、電気・燃料費等経費において、火葬件数の増と灯油単価の値上がりにより燃料費に不足が生じたため、また、維持管理費において、新型コロナウイルス感染防止対策として、待合室のテーブルへのアクリルパーテーション設置等の整備に要する経費に不足が生じたため充用したものです。

2項1目塵芥処理費の執行率は98.1%でした。

備考欄2の①は、焼却センターの運營業務委託やごみ計量受付業務委託等に要した経費です。

②は、焼却灰を資源化するに当たり、受入れ先の自治体である三重県伊賀市及び茨城県鹿嶋市へ支払った環境保全負担金です。

④は、焼却センター周辺地元区である、板妻区及び神場区内での道路、河川の整備事

業に対する御殿場市への負担金です。

3の①は、再資源化センターの運營業務委託、及び小山町分の残渣の、小山町最終処分場への運搬業務委託に要した経費です。

②は、小型家電類や廃乾電池、廃蛍光管等の処理委託料等です。

4は、指定ごみ袋の調達、配送、販売等の業務に要した経費です。

次のページをお願いいたします。

2目し尿処理費の執行率は97.3%でした。

備考欄2の①は、処理棟、管理棟、井戸設備等に要した電気料です。

②は、施設運転技術管理及び夜間機械警備に係る委託料です。

③は、各種機器の定期的な保守・点検・整備等の委託に要した経費です。

④は、水質・騒音・振動・悪臭等の各測定分析費です。

⑤は、汚泥ホッパー駆動機交換修繕、給泥ポンプ交換修繕、ブロー整備修繕など、各種機器の修繕及び部品の交換に要した経費です。

⑦は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に必要な薬品類等に要した経費です。

⑧は、神場地先にある最終処分場の維持管理や放流水水質分析、土地借上等に要した経費です。

⑨は、施設管理用の燃料費、水道料等に要した経費です。

なお、不用額につきましては、電気料において、原油などの火力燃料の価格変動を電気料金に反映させるための燃料費調整額が、マイナスで推移したことによる電気料の減が主な要因です。

以上で、3款までの説明を終わります。

4款消防費につきましては、消防長から説明させていただきます。

○議長（菅沼芳徳君）

消防長。

○消防長（勝間田誠司君）

4款1項1目常備消防費について説明いたします。

決算書の26、27ページをお願いいたします。

常備消防費の執行率は、99.0%です。

備考欄1は、③の職員159人分の人件費が主なものです。

なお、人件費は、常備消防費全体の76.7%でございます。

2の①は、庁舎5か所の清掃管理、空調管理などの業務委託が主なものです。

③は、119番を受信する通信指令システムの専用回線や電話、インターネット等の使用に要した経費です。

④は、各庁舎の修繕料で、令和3年度は16件の修繕がありました。

大きなものは、消防本部庁舎の空調設備、訓練塔の屋外照明、須走分署のホース乾燥塔の修繕です。

3の②は、管内保育園の幼年消防クラブの育成に係る経費や広報紙の作成費が主なものです。

⑤は、東京オリンピック・パラリンピックの警備に必要な物品の購入に要した経費です。

4の①は、10課程18人の研修負担金等です。

②は、1課程1人の研修負担金等です。

③は、令和3年度に創設された、職員の大型運転免許取得者に対する助成金8人分が主なものです。

5は、オリンピック組織委員会への職員派遣に要した経費です。

次のページをお願いいたします。

7の中で大きなものとして、職員が火災のときに着用する防火服の更新がございます。これは、新たな基準にのっとった製品に仕様変更（グレードアップ）し、貸与したものです。令和3年度は、30着を購入いたしました。

8は、全国、関東、県、県東部の各消防長会への負担金でございます。

予備費充用につきましては、熱海市での災害活動で破損した雨がっぱを購入するに当たり、消防事業費の10節消耗品費に208万円余を、新型コロナウイルス感染患者の移送の際に使用する器具の消耗品等を購入するに当たり、同じく消防事業費の10節消耗品費に104万円余を、やはりまた、熱海市での災害活動で破損した防火用長靴を購入するに当たり、一般諸経費の10節消耗品費に55万円余をそれぞれ充当してございます。

以上で、4款1項1日常備消防費の説明を終わります。

○議長（菅沼芳徳君）

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

引き続き、5款以降につきまして御説明しますので、28、29ページを御覧ください。

5款1項1目元金は、備考欄1の①から③の組合債の元金償還に要した経費です。

6款1項1目予備費は、緊急に対応が必要となりました備考欄記載の科目の事業に充用したものです。充用内容は、それぞれの歳出科目で御説明しましたので、ここでは省略いたします。

次のページをお願いします。

以上、歳出合計は、予算現額34億5,421万5,000円に対し、支出済額は33億9,275万1,030円で、不用額は、6,146万3,970円となり、支出

済額の予算現額に対する執行率は98.2%となりました。

次のページをお願いいたします。

こちらは実質収支に関する調書ですが、冒頭に決算附属資料1ページの一般会計決算概況で、同様の説明をしておりますので、ここでは省略いたします。

次に、34ページ、35ページをお開きください。

こちらは公有財産のうち、土地及び建物に関する調書です。

次のページをお願いいたします。

基金につきましては、職員退職手当基金及び諸施設整備等基金で、前年度末の現在高は、合わせて2億7,515万円余でした。

令和3年度は、職員退職手当基金に2,000万円、諸施設整備等基金に5,000万円の元金積立てを行いました。

また、利子積立てが、合わせて9万円余あったため、年度末の現在高は、3億4,525万円余となりました。

次の37ページから42ページまでは、30万円以上の物品について掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、認定第1号、令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合歳入歳出決算認定に係る内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

以上で、認定第1号「令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」当局の説明を終了いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第5 議案第7号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第7号について御説明いたします。

資料6 補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条では、歳入歳出予算額にそれぞれ5,600万円を追加し、予算の総額を33億3,600万円とすることを、第2条では、債務負担行為について定めております。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたしますので、20、21ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、決算確定に伴い生じた剰余金から、諸施設整備等基金へ元金積立てをするものです。

今後の衛生センター整備やその他施設の大規模修繕や改修等を見据え、その財源の一部を確保するために計画的に積立てを行うものです。

なお、この積立てにより、本基金の積立総額は3億2,400万円余となります。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目斎場費の説明欄は、コロナ禍により使用制限をしております待合室の使用制限緩和に向け、感染防止対策の強化を図るためのもので、現行の待合室の室内清掃業務に、使用後ごとの待合室内の清掃業務を追加するための委託料、及び待合室に空気清浄機を導入するための賃借料を増額するものです。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目常備消防費の説明欄は、救急車に搭載のベッドサイドモニターの修繕に要する修繕料、及び住民から頂いた寄附を、寄附者の意向に沿い活用するため、救急資機材整備に係る備品購入費を増額するものです。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目予備費は、計数調整です。

次に、歳入の内容について御説明いたしますので、ページをお戻りいただき、14、15ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目繰越金につきましては、令和3年度の決算確定により、予算計上済額を上回った額について計上するものであります。

次のページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目消防費寄附金は、住民から「救急搬送等でお世話になったので、救急資機材整備に活用してほしい」と頂いた寄附金です。

ページをお戻りいただき、12、13ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目負担金につきましては、繰越金の精算と歳出の補正の結果、御殿場市2,498万円、小山町801万6,000円をそれぞれ減額するものです。

次に、債務負担行為につきまして御説明いたしますので、4ページをお開きください。

斎場火葬等業務委託について、現在の委託が令和4年度で終了することから、令和5年度から令和7年度までを期間とし、限度額1億1,000万円の債務負担行為を設定するものです。

以上で、議案第7号、令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について、内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第7号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第6 議案第8号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました議案第8号について御説明いたします。

資料1 議案書の2ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、出産、育児等と仕事との両立支援をさらに進めるため、育児休業を取得しやすい環境を整

備することについて、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容の概要について御説明いたしますので、資料2 議案資料の1ページをお願いいたします。

1の趣旨につきましては、ただいま申し上げたとおりです。

2の制度改正の概要ですが、まず初めに、(1)の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の概要について御説明いたします。

法改正に伴う新たな制度改正は、①の育児休業の取得回数を、現行の原則1回から原則2回まで取得可能にするというものと、②の子の出生後8週間以内の育児休業、通称、産後パパ育休を、現行の1回から2回まで取得可能にするというもので、改正法の施行日は、令和4年10月1日となります。

(2)の条例の改正内容の概要につきましては、国家公務員の育児休業制度との権衡を図るため、これまでと同様、人事院規則の改正内容に沿ったものとなっております。

初めに、表の上段、非常勤職員における産後パパ育休の取得要件の緩和については、現行制度において、産後パパ育休を取得可能な非常勤職員は、子が1歳6か月に達する日までに任期満了となることが明らかでない者となっております。これを、対象者拡大のため、任用期間がより短くても取得できるよう、期間要件を、子の誕生日から起算して57日と6月に緩和するというものです。

次に、非常勤職員における、子が1歳以降の育児休業開始日の柔軟化については、現行制度では、非常勤職員が、子の1歳到達日までの育児休業を取得後に、引き続き育児休業を取得する場合、その開始日は、その子の1歳到達日の翌日からに限定されています。これを、子の1歳到達日に限定しないとするもので、これにより配偶者と交代での育児休業取得が可能となります。

2ページの図は、柔軟化のイメージとなっております。

施行日につきましては、法及び人事院規則の一部改正と同じ、令和4年10月1日としております。

次に、3のその他の制度改正は、(1)の①から④までに記載した規則の一部改正により対応するものです。

(2)に記載のとおり、表の上段、産後パパ育休請求期限の短縮は、育休規則の改正で対応します。

次の子の養育休暇取得可能期間の拡大は、勤務時間規則の改正で対応します。

次の、期末勤勉手当における除算の取扱いの見直しは、期末勤勉規則の改正で対応します。

施行日につきましては、条例の一部改正と同じ、令和4年10月1日とします。

それでは、条例の改正内容の詳細につきまして、新旧対照表で御説明いたしますので、

3 ページ、4 ページをお願いいたします。

第2条の改正は、非常勤職員の産後パパ育休取得における、現行の、「子が1歳6か月到達日までに任期が満了することが明らかでない」という要件を、「子の出生から57日間の末日から6月を経過する日までに任期が満了することが明らかでない」に緩和するとともに、規定を整備するものです。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

第2条の3第2号は文言整理です。

第3号は、非常勤職員における、子の1歳から1歳6か月までの期間における育児休業取得形態を柔軟化し、夫婦交代での取得を可能とするための改正です。

7 ページ、8 ページをお願いします。

第2条の4は、前条第3号の改正による、子の1歳から1歳6か月までの期間における育児休業取得要件の柔軟化に伴い、子の1歳6か月から2歳までの期間の育児休業の取得要件規定を整備するものです。

9 ページ、10 ページをお願いします。

第2条の5は、新設する第3条の2に同じ内容で規定し直すため、全ての規定を削るものです。

第3条第5号は、2回目の育児休業を取得する際に必要となる「育児休業等計画書」について定めておりますが、法改正に伴い、育児休業が原則2回まで取得可能となることを受け、「育児休業等計画書」の仕組み自体が不要となることから、規定を削るものです。

第6号と第7号は1号ずつ繰り上げ、第8号を第7号とします。

第7号は、任期付職員について、他の非常勤職員と同様に、任期の末日に育児休業をしている場合、任期の更新に伴い、引き続いて育児休業をしようとするときには、直前の育児休業を取得回数としてカウントせず、引き続きの育児休業とすることを規定するものです。

第3条の2は、旧第2条の5を、同じ内容で規定し直すものです。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。

第11条は、「育児休業等計画書」の仕組み自体が不要とされたことを受け、計画書の名称を変更するものです。

次に附則ですが、第1項で、この条例の施行日を令和4年10月1日とし、第2項で、経過措置として、この一部改正条例の施行日前に改正前の条例に基づいて育児休業等計画書を提出した職員については、従前の例による旨を規定しております。

以上で内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第8号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第7 「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第105条の規定に基づき、お手元の資料7のとおり、当組合議会行政視察のために議員を派遣したいと思います。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、視察の実施について再考する必要が生じた場合や日程の変更等の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅沼芳徳君)

御異議なしと認めます。

よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長(菅沼芳徳君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長(菅沼芳徳君)

この際、本席より諸般の連絡をいたします。

来る10月14日午後1時30分から9月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

○議長(菅沼芳徳君)

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時24分 散会

第 2 日

令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録(第2号)

令和4年10月14日(金曜日)

○議事日程

令和4年10月14日 午後1時30分 開会

日程第1 認定第1号 令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 管理者提案理由の説明

日程第3 議案第9号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(11名)

1番 中島宏明君	2番 川上秀範君
3番 黒澤佳壽子君	5番 高橋利典君
6番 小林千江子君	8番 神野義孝君
10番 藺田豊造君	11番 勝間田博文君
12番 鈴木豊君	13番 菅沼芳徳君
14番 渡辺悦郎君	

○欠席議員(1名)

7番 室伏勉君

○説明のため出席した者

管理者	勝又正美君
副管理者	池谷晴一君
副管理者	富尾信司君
会計管理者	勝間田守正君
事務局 局長	鎌野武君
消防 長	勝間田誠司君
庶務課 長	佐藤正博君
資源循環課 長	佐藤修一君
衛生センター 所長	三輪徹君
消防 次長	小林真人君
管理課 長	外山貴彦君
予防課 長	芹澤良信君
警防課 長	勝間田秀明君

通信指令課長	野木幹雅君
御殿場消防署長	小澤進君
小山消防署長	込山眞治君
御殿場市企画部長	沓間信幸君
御殿場市総務部長	田代学君
御殿場市環境部長	中嶋正樹君
小山町副町長	大森康弘君
小山町企画総務部長	小野一彦君
小山町住民福祉部長	長田忠典君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	岩瀬貴雅
庶務課総務スタッフ主幹	佐藤麻子
庶務課総務スタッフ副主幹	細谷志野
庶務課総務スタッフ主任	林寛隆

○議長（菅沼芳徳君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を再開いたします。

午後1時30分 開会

○議長（菅沼芳徳君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（菅沼芳徳君）

この際、諸般の報告をいたします。

7番 室伏 勉議員より所用のため本日の会議を欠席する旨、届出がありましたので、報告いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第2号）、管理者提案理由説明書（第2号）、及び参考資料として、令和3年度決算質疑区分一覧表、以上でありますので御確認ください。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第1 認定第1号「令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅沼芳徳君)

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、歳入について質疑ありませんか。

11番 勝間田博文議員。

○11番(勝間田博文君)

2点、お伺いします。

まず、14、15ページ、3款1項1目消防費国庫補助金7,516万円余、東富士演習場周辺消防施設設置助成事業補助金について伺います。

御殿場消防署に配備したはしご付き消防ポンプ自動車の更新に係る補助金で、補助率は基準額の3分の2とのことですが、基準額の詳細内容と補助金の内容についてお聞きします。

2点目、16、17ページです。7款2項1目、雑入1億9,795万7,000円余について伺います。

当初予算より4,567万9,000円余、前年度決算より1,896万1,000円余増額となりました要因、評価、分析、今後の見通しについての見解をお聞きします。

○議長(菅沼芳徳君)

警防課長。

○警防課長(勝間田秀明君)

私からは、1点目の質問につきましてお答えいたします。

初めに、基準額の詳細内容についてですが、東富士演習場周辺消防施設設置助成事業補助金につきましては、消防施設の区分に応じて防衛大臣が補助基準額を定めております。

30m級はしご付き消防ポンプ自動車につきましては補助基準額が1億1,289万8,000円ですが、はしご車の仕様により基準額に増減がなされ、最終的な基準額が算定されます。

今回の補助金の内容ですが、空気呼吸器等の装備に対し202万1,000円が加算され、ポンプ装置、消防無線機等の新規整備を行わなかったことで217万8,000

円が控除されたことから、基準額は1億1,274万1,000円となり、その3分の2の7,516万円が補助金額となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅沼芳徳君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、私のほうから2問目の御質問についてお答えいたします。

7款2項1目雑入につきましては、雇用保険料をはじめその他雑入まで13項目ありますが、そのうち、焼却センター発電売電料が全体の約75%、再資源化物売却料が約12%を占め、この2つで全体の約87%を占めており、予算額に対しそれぞれ2,489万5,000円余、1,170万9,000円余、増加しております。

まず、発電売電料につきましては、想定より冬季の電力不足で卸電力市場での市場単価が高騰し、結果として売電買取単価が大幅に上昇したことが要因でございます。

次に再資源化物売却料ですが、搬入物のうち、スチール缶・アルミ缶・ペットボトルの資源物としての市場価格が大幅に上昇したことが要因でございます。

焼却センター発電売電料、再資源化物売却料については、コロナ禍の影響や原油高、ウクライナ情勢など国際的な社会状況の変化により、予測できない価格上昇になっており、今後も社会情勢の変化に連動して乱高下するため、予測が非常に難しくなっておるのが現状でございます。

引き続き正しい情報を集めて市場の動向を注視し、精度の高い予算措置ができるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

（「了解して終わります。」と勝間田博文君）

○議長（菅沼芳徳君）

ほかに質疑ありませんか。

2番 川上秀範議員。

○2番（川上秀範君）

それでは、私から1点ほどお伺いさせていただきます。

ページ16、17、7款2項1目1節雑入、備考欄、東名救急業務支弁金753万円余の決算であります。救急業務の状況についてと、支弁金の内訳について伺います。

○議長（菅沼芳徳君）

管理課長。

○管理課長（外山貴彦君）

それでは、御質問いただきました東名救急業務支弁金についてお答えいたします。

本支弁金は、東名高速道路への救急出動に対してNEXCOから当組合に対して支払われるもので、出動件数等に応じて年ごとに金額が決定されるものです。

初めに、東名高速道路への救急業務ですが、令和3年度の支弁金の算出根拠となる令和元年中の出動件数は、現東名が133件であり、その内訳は、急病62件、交通事故56件が主なものでございます。また、新東名への出動が2件あり、共に交通事故によるものでした。

続いて、支弁金の内訳についてですが、現東名に対する支弁金648万円余に加え、新たに令和3年4月10日の新御殿場インターチェンジ開所に伴う新東名に対する支弁金が105万円余となり、合計753万円余でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と川上秀範君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

1番 中島宏明議員。

○1番(中島宏明君)

それでは、私から2点ほど質疑させていただきます。

先ほどの勝間田議員の質疑と若干重なるんですが、ページ16、17、7款2項1目雑入における備考、やはり焼却センター発電売電料及び再資源化物売却料についてでございます。

まずは、焼却センター発電売電料についてですが、これは1億4、637万円余に関し、決算附属資料ページ16にある発電データによりますと、令和2年、令和3年ともおおむね同量であります。一見安定しているかのようにも伺えますが、令和3年6月は極端に発電量が低く、ごみ処理データの6月ともリンクしているものと思われませんが、果たして安定的に発電し、売電できるのか、その分析及び今後の見通しについてやはり伺いたいと思います。

それと2点目の再資源化物売却料2、384万円余については、令和2年度から791万余の増、これは喜ばしいことではありますが、同じく決算附属資料、ページ20の再資源化物の搬入状況を確認しますと、令和2年度よりも搬入量は減少しております。その背景・要因を伺うとともに、今後の見通しについて伺います。

よろしく申し上げます。

○議長(菅沼芳徳君)

資源循環課長。

○資源循環課長(佐藤修一君)

それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。

令和3年6月の発電量、またごみの処理量が極端に少ない要因は、その月に20日間ほどかけて焼却センターの定期点検を実施しているためでございます。昼夜24時間稼働している焼却センターを構成している機器類、ボイラー、発電機、燃焼炉、それに伴う附属設備を点検整備することで焼却センターの安全で安定的な運転が維持されており、売電単価が安いこの時期に実施しております。

再資源化物売却料につきましては、コロナ禍の影響で搬入量が多かった前年度に比べて減少しておりますが、資源化物の市場単価が上昇したことにより、売却料が増額となっております。現在は高値で推移しておりますが、品目によっては下落傾向も出ているため、引き続き情報を集めて市場の動向を注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と中島宏明君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(菅沼芳徳君)

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

○議長(菅沼芳徳君)

次に、歳出について質疑ありませんか。

12番 鈴木 豊議員。

○12番(鈴木 豊君)

12番、鈴木 豊です。それでは、歳出の3款の衛生費において、2点ほどお伺いいたします。

まず1点目で、決算書21ページ、3款の衛生費全体において、不用額が昨年、令和2年度2,080万1,000円が、令和3年度では2,715万7,000円と大幅に増加しています。特に塵芥処理費とし尿処理費の委託料の不用額が多額ですので、どのような理由で生じたのかと、今後、減額努力は、どのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

次に、2点目ですが、決算書23ページの衛生費、3款2項1目の備考欄の指定ごみ袋作製等の5,444万9,925円ですが、詳細な内容をお伺いしたいと思います。

また、採算は取れているのかお伺いしたいと思います。

ごみ袋について、全国的なニュースで原材料高騰などの理由で値上げという報道がありますが、ごみ袋の値上げについて、どのような考えがあるのかお伺いします。

以上、2点、お伺いしたいと思います。

○議長（菅沼芳徳君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、私のほうから、まず1問目の3款2項1目、塵芥処理費についての質問にお答えいたします。

委託料の不用額1,357万円余の内容ですが、焼却センター運営費委託料が851万円余、再資源化センター運営費委託料497万円余で、予算に対し1.5%の不用額が生じております。

まず、焼却センター運営費につきましては、社会活動の状況がコロナ禍を経て改善傾向と想定して予算編成をしておりましたが、コロナ禍の持続によりごみ搬入量が予測より1,600トンほど減少し、かつ物価変動、いわゆる消費者物価指数の下落による委託料の減少が主な要因でございます。

次に、再資源化センター運営費につきましては、小型家電や粗大ごみの搬入が予測より360トンほど減少したこと、物価変動、いわゆる消費者物価指数が下落したこと、廃乾電池や小型家電等の処理業務委託料の単価が入札により予算編成時より低価格となったことが主な要因でございます。

引き続きごみ搬入量や消費者物価指数を適切に予測し、より精度の高い予算作成及び予算執行を実施していきたいと思っております。

続きまして、2問目の質問にお答えいたします。

まず、指定ごみ袋作製等の内容でございますが、指定ごみ袋販売店に支払う販売手数料1,417万6,800円、指定ごみ袋の作成と調達、保管を行う調達・配送・保管業務委託料3,763万3,125円、指定ごみ袋の受注及び廃棄物処理手数料徴収等の事務を行う出納管理業務委託料264万円となっております。

指定ごみ袋の製作はほとんどが東南アジアや中国など海外で行われているため、コロナ禍やウクライナ情勢による影響を受け、原材料費や輸送コストの高騰だけでなく、昨今の円安によっても製作費が上昇している現状でございます。現在販売している指定ごみ袋の価格には処分料も含まれているため、ある程度の価格上昇には対応可能ですが、想定以上の可能性もあるため、引き続き価格動向には注意をまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅沼芳徳君）

衛生センター所長。

○衛生センター所長（三輪 徹君）

私からは、1問目のし尿処理費に係る不用額についてお答えいたします。

373万円余の不用額の内容は、保守・管理、分析などの大小18の委託契約により

生じた差金で、予算に対し5.0%の不用額が生じました。

そのうち主なものとしまして、機器点検整備委託契約の入札差金が、予算額4,800万円余に対し3.3%に当たる160万円余となっております。

センターを運営する上で必要となる委託契約は多岐にわたりますが、今後も引き続き委託契約等の内容を十分精査した上で予算額を設定し、適正な予算執行に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

(「終わります。」と鈴木 豊君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

1番 中島宏明議員。

○1番(中島宏明君)

それでは、私から3点ほど質疑させていただきます。

まずは、ページ24、25、3款2項2目し尿処理費における備考2、施設管理費、③の機器点検等各種委託費で6月の視察において衛生センター現地を見させていただき、説明を受け、新旧資器材が混合する中においても、停止することなく有効かつ効率的に業務が遂行されていることを確認させていただきました。

諸設備点検整備業務委託等5,440万円余における諸設備の定期点検整備及び臨時点検整備等業務の内容、回数について伺うとともに、また、耐用年数を考慮した新旧資器材の運用見通しについて伺います。

2点目、ページ26、27、4款1項1目常備消防費における備考3、消防事業費、③の救急高度化事業です。救急高度化事業の619万円余は、高度救急資器材保守点検委託及び救命資器材購入費等とありますが、そのうち救命資器材購入費等の内訳を伺います。

また、先日の令和4年度の補正予算では、救急高度化事業として373万円余として、ベッドサイドモニターを購入されたとありました。現在、救急搬送高度化においては、よりの確な判断、措置が迅速にできる5Gを活用したベッドサイドモニターの実証実験等が進んでおります。今後の救急高度化における見通しについて伺います。

最後に、同じく常備消防費における備考7、一般諸経費です。一般諸経費2,256万円は、消防活動用消耗品及び防火服等であり、防火服については新たな基準に適合させるためのグレードアップした防火服30着の購入とありました。

新たな基準の防火服への更新は、令和3年度で何%が更新されたのか。そもそも新たな基準が示されたのであれば、旧防火服の使用でも大丈夫なのか。隊員の生命に関わる重要な事項であり、展開及びその充足計画等について伺います。

以上、3点、よろしく申し上げます。

○議長（菅沼芳徳君）

衛生センター所長。

○衛生センター所長（三輪 徹君）

機械点検等各種委託費についてお答えします。

委託費のうち大きな部分を占める諸設備点検整備業務委託は、施設の主な6設備を合理的に整備するため、個別ではなくトータル的に定期整備及び部品交換を行っております。さらに、設備点検と並行して機器装置の劣化状況等を詳細に確認し、同時に翌年度以降に必要な交換修繕等を顕在化させることにより、中長期にわたる機能低下を未然に防ぎ、施設全体の機能維持を図っております。

具体的に申しますと、令和3年度においては、令和2年度以前の同事業において顕在化した、1、28年を経過した前処理機4台と破碎機3台、2、37年を経過した脱水機1台と脱臭設備4台、3、17年を経過した搬送コンベア2台とオゾン発生装置の交換修繕を実施すると同時に、メンテナンスを兼ねて令和4年度以降に必要な交換修繕等を計画化、予算化するようにつなげております。

次に、耐用年数を考慮した資器材の運用見通しですが、老朽化が進んで延命化を図っている当施設においては、耐用年数が異なる機器の特性に合わせて、施設全体としてバランスを取りながら交換修繕をして、安定運用していくことは重要な課題であります。

そのため、経験豊富な職員が常に民間事業者と連携を取りながら、長寿命化計画に沿って、大小全ての修繕委託事業で施設全体の大規模改修等のタイミングを見据えながら、機器の耐用年数が最大限有効になるよう考慮して、適時・適切な交換修繕等に努めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（菅沼芳徳君）

管理課長。

○管理課長（外山貴彦君）

私からは、2点目、消防事業費の救急高度化事業と、3点目、一般諸経費の防火服等についてお答えいたします。

初めに、救急高度化事業による救命資器材購入費等の内訳についてですが、備品等の高額な資器材の購入はありませんでしたが、心電図パッドや、AEDを装着する際の除細動パッド、気道を確保するための食道閉鎖式エアウェイなど、恒常的に使用する高額な救急高度化消耗品に加え、令和3年3月に静岡県と締結した「新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定」に基づく感染症患者の移送が増え、搬送時における感染対策として特別に必要な消耗品に不足が生じたことから、予備費を充用し対応

いたしました。

なお、移送に要した経費につきましては、県より負担金として助成されております。

次に、今後の救急高度化における見通しについてですが、議員からございましたように、総務省において、5Gを活用して救急隊と医療機関との間で観察結果の伝送実験を行っております。5Gの特性である超高速・超低遅延・多数同時接続による情報は、よりの確な判断が行いやすく、救急医療現場で有効であるとの検証結果となっておりますが、5Gの使用エリアが限局的であること等から現時点では実用に至っておりません。

今後、当管内でも使用できるようになりましたら、医療機関と調整を図り、検討してまいります。

続いて、一般諸経費の防火服についてですが、防火服につきましては、令和元年度から整備を始めておりますが、令和3年度時点での更新率は74%で、令和4年度で100%となります。

次に、旧防火服使用上の問題点についてですが、新基準以前の防火服につきましても活動上問題ありません。新基準になったことで安全性がさらに増したということでございますが、引き続き安全管理には万全を期し対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と中島宏明君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

2番 川上秀範議員。

○2番(川上秀範君)

それでは、私から1点ほど伺います。

ページ26、27、4款1項1目常備消防費、備考欄3、消防事業費、①災害対策資機材整備事業の災害対策、山岳救助、警防資機材購入費等846万円余の決算についてですが、山岳救助の出動についてと山岳事故の状況について伺います。

以上です。

○議長(菅沼芳徳君)

御殿場消防署長。

○御殿場消防署長(小澤 進君)

ただいまの御質問にお答えします。

初めに、山岳救助の出動について御説明します。

管内には、富士山をはじめ箱根山系、丹沢山系とございますが、例年、富士山への山岳救助出動が9割以上を占めております。

山岳救助事案は、主に消防救助隊が対応しておりますが、富士山での救助活動は、県

警山岳遭難救助隊と合同で活動し、両隊ともに3～4名の隊員を編成し、総勢6～8名にて対応しております。

次に、山岳事故の状況ですが、当消防本部が出動した令和3年度の山岳救助出動は9件ございました。出動場所の内訳は、富士山8件、乙女峠1件で、内容は転倒などによる負傷5件、低体温症等による急病4件でございます。

なお、令和3年度は、2年振りに富士山が開山されましたが、コロナ禍前に比べ、救助出動は減少しております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と川上秀範君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

11番 勝間田博文議員。

○11番(勝間田博文君)

2点、伺います。

まず、22、23ページ、3款2項1目塵芥処理費の大事業2の焼却センター運営費の小事業④、ごみ焼却施設周辺整備事業2、678万円余について伺います。

令和3年度の事業内容は、決算附属資料に掲載されており承知していますが、この工事に至る経緯、背景についてお聞きします。

また、今後の事業内容、展開についてお聞きします。

2点目、26、27ページ、4款1項1目常備消防費の大事業4の職員研修諸経費の小事業③、その他研修費91万7,000円余について伺います。

職員の大型運転免許取得者に対する助成金8人分が主であるとのことですが、令和3年度の評価と今後の見通しについてお聞きします。

○議長(菅沼芳徳君)

資源循環課長。

○資源循環課長(佐藤修一君)

それでは、私のほうから1点目の質問についてお答えいたします。

ごみ焼却施設周辺整備事業につきましては、施設周辺地区である、板妻区及び神場区と締結した「ごみ焼却施設の建設及び操業に関する基本協定書」に基づき、地元要望により両区内の道路、河川等の整備を御殿場市に委託して実施するものでございます。

事業の実施に係る経緯につきましては、周辺の地区に与える影響として、施設からのばい煙や運搬車両等の往來の増加等を考慮して、他の地区より優先して道路・河川等を整備するためのもので、期間は焼却センターが稼働を開始した平成27年4月1日から施設の操業期間中でございます。

今後の整備につきましては、両地区からは今のところ多数の要望を頂いているため、要望書に基づいて整備を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅沼芳徳君）

管理課長。

○管理課長（外山貴彦君）

私からは、職員研修諸経費の大型自動車免許取得者に対する助成金についてお答えいたします。

助成金につきましては、令和3年4月1日から一人10万円を限度として助成制度を開始しております。御質問の評価についてですが、令和3年度は錬成機関員となる予定の職員8名が大型自動車免許を取得し、指導員の指導の下、2年間を錬成期間として訓練しております。その後、適正と判断された者が正規機関員として業務に就くこととなり、本助成金は、消防業務の円滑化及び維持向上に大きな役割を果たすものと考えております。

ちなみに、今までに錬成機関員から正規機関員にならなかった者はありません。

次に、今後の見通しについてですが、令和4年度以降も引き続き消防業務へ支障が生じることのないよう、職員の負担を軽減し、大型自動車免許を取得しやすい環境を整え、機関員の養成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「了解して終わります。」と勝間田博文君）

○議長（菅沼芳徳君）

ほかに質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員。

○3番（黒澤佳壽子君）

18ページ、19ページの総務費1項1目一般管理費の1の人件費、④の児童手当・退職手当6,560万円について質問いたします。

各手当の内訳、そして状況についてお願いします。

○議長（菅沼芳徳君）

庶務課長。

○庶務課長（佐藤正博君）

では、児童手当・退職手当の内訳・状況についてお答えいたします。

まず、退職手当ですが、令和3年度消防職員の定年退職者2名分の退職手当で、4,821万9,000円余を支出しております。

次に、児童手当でございますが、児童手当は4か月分をまとめて年3回、対象となる

職員へ6月に74人、10月及び2月はそれぞれ70人に支給を行い、支給額は3回の合計で1,738万5,000円でございます。

支給人数の差でございますが、6月は令和3年2月から5月分を対象としており、令和2年度の2か月分を含んでおります。卒業等により対象となる児童の数が令和3年度と異なりますので、6月の支給者数は令和2年度分支給対象職員4人を加えた数となっております。

以上でございます。

(「終わります。」と黒澤佳壽子君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(菅沼芳徳君)

質疑なしと認めます。

これにて歳出の質疑を終結いたします。

○議長(菅沼芳徳君)

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

6番 小林千江子議員。

○6番(小林千江子君)

6番、小林です。令和3年度決算附属資料より質問させていただきます。

附属資料25ページ、救急出動状況、一番上の表、①出動状況及び事故種別の項目、上から4つ目、不搬送に関して伺います。

119番通報で出動した救急隊が、誰も運ばずに引き返す不搬送が全国的にも増加傾向にあるようです。御殿場市・小山町広域行政組合における不搬送も、昨年度と比較してみますと、68件ほど増加しております。これを踏まえ、2点ほど質問させていただきます。

1つ目に、不搬送の理由として、辞退 到着前、辞退 到着後、拒否、明らかな死亡、他者搬送、傷病者なし、誤報・いたずら、そして、その他が提示されておりますが、それぞれ何件発生し、また、前年度と比較してどのような不搬送が推移として増加しているのかお聞かせください。

2つ目に、不搬送の事例が救急活動に及ぼす影響は少なくないと思われまます。それが不搬送により業務に支障が生じているなど、どのような影響があるのか、また、現場から不搬送を問題視するような声が上がっておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長(菅沼芳徳君)

御殿場消防署長。

○御殿場消防署長（小澤 進君）

ただいまの御質問にお答えします。

初めに、令和3年度の不搬送理由の内訳を、お伝えします。

到着前辞退0件、到着後辞退229件、拒否79件、明らかな死亡80件、他車隊搬送6件、傷病者なし21件、誤報・いたずら3件、その他7件で合計425件となっております。

続いて、前年度との比較による推移ですが、令和3年1月1日より不搬送理由の内訳が、総務省消防庁通知により変更されたため、内訳ごとの比較はできませんが、全体の救急件数が増加したことにより、不搬送件数も合わせて増加したものと考えます。

次に、不搬送による救急活動に及ぼす影響ですが、現在、社会的に問題となっている救急車の不適正利用と関連があるように思えますが、不搬送と不適正利用とは似て非なるもので、主な不搬送事案とは、119通報後、容体が回復するなどにより、救急車での搬送が必要ないと患者本人や家族、関係者からの申出と、救急隊による観察の結果、救急隊においても緊急性がないと判断した事案のことで、それに対し不適正利用とは「医療機関で早く診察してもらえるから」、「車がないから」など、通報時から明らかに緊急性のない事案となります。

なお、救急車の不適正利用につきましては、当消防本部管内では、ほとんどございません。

また、不搬送を問題視する声なども、現在のところ上がっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅沼芳徳君）

6番 小林千江子議員。

○6番（小林千江子君）

先ほど御答弁いただきました案件に関して、再質問をさせていただきます。

様々な理由で不搬送が発生しているようですが、御報告いただきました到着後辞退229件、拒否79件、その他7件、そして誤報・いたずら3件の詳細をお聞かせください。

また、誤報・いたずらですが、3件も発生しております。これは明らかに不適切であります。たかが3件、されど3件です。本当に緊急性の高い事案に支障が出るようなことにならないようにせねばなりません。

そこでお伺いいたします。このような誤報・いたずらは、過去にも同様に発生しているかと思われませんが、どのような傾向にあるのか、他市町の状況も含めながらお答えください。

また、どのような対策を講じられているのかも合わせてお聞かせください。

次に、けがや病気をしたとき、救急車を呼んだほうがいいのか判断に迷った際に、専門家にアドバイスを24時間365日問合せができる「救急安心センター事業#7119」がございます。県下ではまだこの事業は運用されておりませんが、救急搬送を迷うからこそのこの不搬送などにつながる救急要請があるという関連性も全くないとは言い切れません。救急安心センターの導入が求められると考えますが、今後、運用の方向性はあるのかどうかを含め、どのような状況であるのかお聞かせください。

○議長（菅沼芳徳君）

御殿場消防署長。

○御殿場消防署長（小澤 進君）

それでは、再質問にお答えします。

初めに、不搬送理由の、到着後辞退、拒否、その他、誤報・いたずらについて、御説明します。

到着後辞退とは、救急隊現場到着後に、患者本人や関係者が、搬送希望を取り下げ、救急隊も搬送の必要性はないと判断した事案となります。

拒否につきましては、救急隊は搬送の必要があると判断したが、患者本人などが搬送を拒否した事案となります。また、第三者の通報により出動したが、本人はもとより搬送の希望がなかったものも含まれます。

その他につきましては、医師のみの搬送や、切断した指のみの搬送など、不搬送理由7項目に該当しない事案となります。

誤報・いたずらは、事故等の事実がなく、救急隊が誤報やいたずらと判断したものでございます。

次に、誤報・いたずらの状況、対策についてお答えします。

誤報・いたずらにつきましては、議員御指摘のとおり、他の不搬送事案とは違い、明らかに不適切なものですが、当消防本部管内では、全救急出動に対する割合は、0.06%で、過去5年間ほぼ同様の状況でございます。また、令和3年度は、3件全てが誤報でいたずらによる出動はございませんでした。

また、近隣消防本部では、0.2～1.5%の割合で出動しておりまして、都市部ほど事案が多く見られる傾向でございます。

いたずら等の対策につきましては、広報誌、ホームページ、ポスターなどにより、救急車の適正な利用を広報し、救急車を本当に必要としている方のもとへ迅速に到着できるよう、住民へ御理解と御協力をお願いしております。

当管内の誤報・いたずらによる出動は、先ほどお伝えしたとおり、特出して少ない状況であり、御殿場市・小山町の住民の皆様は、救急車を適正に利用されているものと考えます。

最後に、救急安心センター事業#7119について、御説明します。

救急安心センター事業は、令和4年2月現在、全国の18地域で実施しておりますが、静岡県では、令和5年度に県内全消防本部を一つとした県単位での事業開始を目指し、検討が進められております。

今後、事業開始が決定次第、各種媒体等を利用し、住民に広報し、周知したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と小林千江子君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

2番 川上秀範議員。

○2番(川上秀範君)

それでは、私から1件ほどお伺いいたします。

決算附属資料の25、救急出動状況、小林議員と同じ表ですが、1の出動状況及び事故種別の表内、出動件数ですが、令和3年度は4,650件で、令和2年度が4,197件で、453件の増、また、その下の段、取扱い件数ですが、4225件に対し、令和2年度は3,840件と385件の増となりました。1割強ほど前年と比べて増となっておりますが、その分析について伺います。

以上です。

○議長(菅沼芳徳君)

御殿場消防署長。

○御殿場消防署長(小澤 進君)

ただいまの御質問にお答えします。

初めに、前年比増の分析ですが、令和2年度の出動状況から御説明させていただきます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大、緊急事態宣言などの行動制限により人流が激減したことが要因と思われませんが、救急件数がコロナ禍前の令和元年度と比較すると667件の減となっております。

続いて、令和3年度に増加した、主な種別ごとの件数ですが、交通49件増加し381件、急病248件増加し2,579件、転院搬送147件増加し941件であり、これはコロナ禍前の令和元年度以前とほぼ同数となっております。

したがって、令和3年度は行動制限の緩和などにより、人流も徐々に通常に戻り、コロナ禍以前の救急件数に近づいたと考えます。

次に、医療機関の受入れ態勢の現状ですが、コロナ禍による医療機関の逼迫状況時は、

救急患者の受入れ確保に苦慮することはありましたが、現在は、管内医療機関及び近隣市町の医療機関ともに協力的な対応をいただいております。

最後に、コロナ感染症患者の対応につきましては、静岡県との協定に基づき、保健所が搬送先医療機関の調整及び選定を行い、消防が医療機関までの移送業務を行っております。

また、救急隊は、疑い事例も含めコロナ感染症患者への対応時は、全身の防護服、ゴーグル、マスク等を装着し、患者はアイソレータという密閉式のカプセル状の搬送器具にて覆い、感染防止対策を施し、安全を確保し、移送業務を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と川上秀範君)

○議長（菅沼芳徳君）

ほかに質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員。

○3番（黒澤佳壽子君）

2点、お伺いいたします。

附属資料の17ページ、指定ごみ袋廃棄物処理手数料、ごみ袋の種類ですが、小山町作製の不燃物の100の袋についてお尋ねいたします。

決算説明のときに説明されなかったと思いますので、説明をお願いするわけですが、この令和2年度、3年度ともに販売数が500組、増減なし、この背景について。

そして、小山町独自の作製のこの袋を作った理由と、そして広域拡大しない理由についてお尋ねいたします。

18ページの焼却センター可燃ごみ、ごみ質分析結果です。不燃物類が混入しているというのですが、7月がゼロ%、10月が2%、最高の量を示しています。年平均は0.83%、令和2年度は0.46%でしたので、比べますと0.37%増になっています。この分析と、そして背景について、また、混入防止の啓発についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（菅沼芳徳君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、2点質問いただきましたので、まず、指定ごみ袋について説明いたします。

小山町作製不燃100袋につきましては、小山町の要望により実施されている独自の事業で、小山町が指定したごみ袋のため、作製・販売につきましても小山町で行われており、年間数量につきましても小山町が決定をしております。処理手数料として1枚当たり7円を小山町が負担し、組合に納入をしております。

指定ごみ袋制度につきましては、ごみ減量推進審議会にて決定され、御殿場市より特に要望もないため現在の内容で進めてまいります。

続きまして、ごみ質分析についての質問についてお答えいたします。

焼却センター可燃ごみ ごみ質分析結果についてでございますが、こちらの検査については搬入された可燃ごみについて、月に一度サンプルを取り、組成分析をした結果でございますので、サンプル採取時のごみの状況により分析結果が変動いたします。令和3年度のごみの種類組成の年間平均値につきましては、0.37%増となっております。

混入防止の啓発についてでございますが、搬入されるごみの内容についての周知・啓発につきましては市町での指導となります。資源循環課としましては、市町と連携して、より適切な搬入に向けて努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と黒澤佳壽子君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(菅沼芳徳君)

質疑なしと認めます。

これにて歳入歳出全般について質疑を終結いたします。

○議長(菅沼芳徳君)

以上で、認定第1号に対する質疑を終結いたします。

○議長(菅沼芳徳君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(菅沼芳徳君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(菅沼芳徳君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(菅沼芳徳君)

これより、認定第1号「令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第2 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

管理者提出の議案第9号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日、追加提案いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

今回、追加提案する議案は、条例案1件でございます。

それでは、議案第9号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本案は、国家公務員退職手当法の運用方針等の改正により、令和4年10月1日から非常勤職員の退職手当支給対象要件が緩和されることを受け、国家公務員との権衡を図るため所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日追加提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第3 議案第9号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました議案第9号について御説明いたします。

資料8、議案書第2号の1ページをお願いいたします。

本件は、国家公務員退職手当法の運用方針等の改正により、令和4年10月1日から、非常勤職員の退職手当支給対象要件が緩和されたことを受け、国家公務員との権衡を図るため所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容の概要について御説明いたしますので、資料9、議案資料第2号の1ページをお願いいたします。

1の趣旨につきましては、ただいま申し上げたとおりです。

2の制度改正の概要につきましては、現在、本組合では、国家公務員と同様に、非常勤職員のうち常勤職員と同じ勤務時間で、月18日以上かつ12月以上勤務した職員を常勤職員とみなして退職手当の支給対象としております。これを、「月18日以上勤務」の要件を残しつつ、「常勤職員の実勤務日が20日に満たない月は、18日から、20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数以上勤務」という緩和要件を加えるものです。

下の表は、常勤職員の実勤務日数が18日あった月に、17日間勤務した非常勤職員の例です。この場合、現行制度では、18日以上勤務しない月は退職手当支給要件に該当しませんが、改正後は、この月の支給要件となる勤務日数が16日となることから、支給要件に該当するというものです。

3の施行日につきましては、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用します。

それでは、条例の改正内容の詳細につきまして新旧対照表で御説明いたしますので、資料の2ページ、3ページをお願いいたします。

第2条第2項は、退職手当の支給対象となる、月18日以上勤務要件に、先ほど御説明いたしました勤務日数の緩和要件を加えるとともに、略称を規定するものです。

第10条第2項は、第2条第2項で略称を規定したことを受け、文言を整理するものです。

4ページ、5ページをお願いいたします。

附則につきましては、第1項で、この条例を公布日施行の上、令和4年10月1日から適用するものとし、第2項で、経過措置を規定しております。

以上で内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第9号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後2時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 菅 沼 芳 徳

署名議員 菌 田 豊 造

署名議員 勝間田 博 文